



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
9月13日
第38号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（健康福祉政策課）	1
○ 告 示	
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路課）	2
道路の供用開始（道路課）	2
道路の供用廃止（道路課）	3
○ 公 告	
平成31年度技能検定（随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級）実施公告の変更公告（労働雇用政策課）	3
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告（監理課）	3
随意契約の相手方決定の公告（警察本部会計課）	4
○ 正 誤	
令和元年8月9日付け第28号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号中	4
令和元年8月30日付け第34号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号中	4
令和元年9月3日付け第35号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号中	4
令和元年9月3日付け第35号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号中	4
令和元年9月6日付け第36号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第9号中	4

規 則

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第7号

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年滋賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「掲げる書類」の右に「（法第16条第1項の規定による認定を受けようとする者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人または消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の規定により設立された消費生活協同組合である場合にあっては、第6号および第7号に掲げる書類）」を加え、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第160号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
まつぼっくり	彦根市平田町 614-5	合同会社DO TLINE	彦根市中央町 3-12CGビル 2F	放課後等デイサー ビス	令和1.9.1	2550200279

滋賀県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
アクトスマイル	長浜市元浜町 1-1 2階	株式会社CL UB MA I SON	長浜市高田町 61番地	自立訓練（生活 訓練）	令和1.9.1	2510300672

滋賀県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和元年9月13日から令和元年9月27日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
国道	422号	大津市大石東二丁目字東沢野 42番1地先から	変更後	最小 9.8m ） 最大 32.6m	69.2m	道路改良工事 （取付道路） に伴う道路区 域の変更
		大津市大石東二丁目字東沢野 38番1地先まで	変更前	最小 9.8m ） 最大 25.8m		

滋賀県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月13日から令和元年9月27日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道422号	大津市関津三丁目字罐子ヶ谷201番1地先から 大津市大石東二丁目字東沢野36番3地先まで	令和1.9.14 14時	L=1145.0m
北船木勝野線	高島市安曇川町北船木字永竜179番5から 高島市勝野字尾萱3063番1まで	令和1.9.14	L=6963.0m

滋賀県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和元年9月13日から令和元年9月27日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の年月日	備考
北船木勝野線	高島市安曇川町北船木字永竜179番5から 高島市勝野字尾萱3063番1まで	令和1.9.14	L=6963.0m

公 告

平成31年度技能検定（随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級）実施公告の変更公告

平成31年3月1日付け平成31年度技能検定（随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級）実施公告の一部を次のとおり変更する。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大造

技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

変更前 (1) 実技試験

ア 受検手数料 実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

随時2級、随時3級および基礎級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	14,900円
婦 人 子 供 服 製 造	14,900円
そ の 他 の 職 種	17,900円

変更後 (1) 実技試験

ア 受検手数料 実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

(7) 令和元年9月30日までに技能検定受検申請書を提出する場合

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	14,900円
婦 人 子 供 服 製 造	14,900円
そ の 他 の 職 種	17,900円

(4) 令和元年10月1日以降に技能検定受検申請書を提出する場合

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 処分をした年月日 令和元年9月3日
- 2 処分を受けた者 近江工舎
代表者 伊藤龍志
主たる営業所の所在地 草津市野村一丁目15番20号
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（般-27）第22195号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第29条の2第1項に該当するに至った。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 借入物品名および数量 滋賀県警察 I C 化運転免許証作成装置（搬入設置作業および保守を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231（内線 2263）
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年8月26日（月）
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 富士フィルムイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田三丁目6番30号
- 5 随意契約に係る契約金額 112,424,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

正 誤

令和元年8月9日付け第28号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号中

ページ	行	誤	正
3	下から18	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第4号

令和元年8月30日付け第34号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号中

ページ	行	誤	正
8	8	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号

令和元年9月3日付け第35号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号中

ページ	行	誤	正
9	下から6	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号

令和元年9月3日付け第35号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号中

ページ	行	誤	正
10	下から26	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号

令和元年9月6日付け第36号滋賀県湖東健康福祉事務所告示第9号中

ページ	行	誤	正
9	25	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第9号	滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号